職務上請求書の使用、記載方法について（お願い）

神奈川県行政書士会総務部

「行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない（行政書士法第１０条）」、特に職務上請求書の使用に関しては、個人情報保護の観点、更には人権侵害につながることのないよう、職業倫理の意識を高く持ち、厳正な使用・取扱いに努める必要があります。戸籍法、住民基本台帳法、行政書士法、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」・「職務上請求書取扱いに関するガイドライン」、本会の「職務上請求書の取扱いに関する規則」等に従い、十分留意して使用してください。

職務上請求書の使用について

職務上請求書の使用による戸籍謄本等の請求は、行政書士又は行政書士法人がその職務上必要とする場合に限って認められています。たとえ行政書士又は行政書士法人であっても、職務と関係なくこれを使用することは不正使用に該当し、処分の対象となります。

※　他士業の兼業者は、他士業の職務を行う場合には、必ず各士業会が発行する職務上請求書を使用してください。

職務上請求書の記載方法について

白地部分に記載漏れがないようにご注意ください。

①請求先

請求先の自治体の長。

例）横浜市長

②日付

③請求の種別

１枚の請求書で複数の請求が可能な場合も多いですが、必ず各自治体の指示に従ってください。

④本籍・住所

・戸籍謄本等又は戸籍の附票の写しの請求の場合⇒本籍

・住民票の写し等の請求の場合⇒住所

⑤筆頭者の氏名・世帯主の氏名

・戸籍謄本等又は戸籍の附票の写しの請求の場合⇒筆頭者

・住民票の写し等の請求の場合⇒世帯主

⑥請求に係る者の氏名・範囲

戸籍抄本又は住民票の写し等の請求の場合は、請求に係る者の氏名及び生年月日又は請求に係る者の範囲を記入してください。

⑦住民基本台帳法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項

氏名、出生の年月日、男女の別等の基礎証明事項以外の、世帯主、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、本籍又は国籍・地域等の事項の記載を求める場合は、その求める事項を記入してください。

⑧業務の種類

行政書士業務として職務上の請求が必要であることが判別できるよう、依頼者からの依頼内容を記入してください。

なお、他士業の兼業者であっても、他士業の業務に行政書士の職務上請求書を使用することはできませんので、ご注意ください。

適切であると思われる記載例
「〇〇許可申請書の作成」、「自動車登録申請書の作成・提出代理業務」、「相続関係説明図作成」若しくは「遺産分割協議書の作成」のいずれか又はその併記、「法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出代理」、「公正証書遺言書の起案」、「土地売買契約書作成」、「贈与契約書作成」、「役員変更の株主総会議事録作成」、「役員変更の取締役会議事録作成」など。

不適切な記載例	
「相続調査」	行政書士業務に該当しない。 ⇒　身元調査などの探偵業務に当たる。
「相続登記」	行政書士業務に該当しない。 ⇒　司法書士の独占業務に当たる。
「家系図作成」	行政書士業務に該当しない。 ⇒　観賞ないしは記念の品として作成された家系図は「事実証明に関する書類」に該当しない（平成２２年１２月２０日最高裁判決）。
「後見業務」	行政書士業務に該当しない。 ※　任意後見契約書の起案は可。
「遺言執行業務」	行政書士業務に該当しない。 ⇒　遺言執行者は、遺言による指定、遺言者が委託した者からの指定又は家庭裁判所の選任により就任し、その業務を行うものであり、「行政書士」として行うものではない。
「一般労働者派遣事業許可申請」	行政書士業務に該当しない。 ⇒　社会保険労務士の独占業務に当たる。 ※　昭和５５年９月１日現在入会している、社労業務を取り扱う経過措置会員については使用可。
「有料・無料職業紹介事業許可申請」	

⑨依頼者の氏名又は名称

行政書士業務の依頼者として適正な記載が必要となります。

職務上請求書は、行政書士の法定業務に関してのみ、その使用が認められるものであり、行政書士の業務以外で使用することはできません。また、法定業務に関する使用であっても、依頼者の目的を詳細に聴取した上で、不適切な使用とならないよう十分注意する必要があります。

不適切な利用目的例	
「自動車ディーラー」	戸籍謄本等の交付の請求のみを依頼され、当該依頼に基づき職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求することは、行政書士法に規定する行政書士の業務に含まれない。
「自動車販売店」	
「損害保険会社」	
「興信所」	
「金融機関」	
「信販会社」	

⑩依頼者について該当する事由

３つの□欄のうち、必ずいずれかにチェックしてください。その上で該当する具体的事由を記入してください。日行連から提示されている記載例を以下に示します。

記載例１	自動車保管場所証明書取得の業務依頼を受け、依頼者の正確な住所を確認するため取得する。
記載例２	作成・提出代理業務を依頼され、自動車登録申請書に添付するため。
記載例３	産業廃棄物処理業許可申請書に、当該法人の役員の住所と本籍を記載し、添付するため。
記載例４	亡父甲野太郎の相続関係を特定するための調査に際し、依頼者の正確な本籍地を確認するため。
記載例５	依頼者（甲野一男）より遺産分割協議書の作成の依頼を受けた。依頼者の父・甲野太郎が平成２８年３月１日死亡したことにより共同相続人の１人となったが、太郎と相続人との関係を証明し、相続分を確定する必要がある。甲野太郎が記載されている戸籍謄本により、その相続人を特定し、遺産分割協議書及び相続関係説明図を作成するため。
記載例６	平成２９年８月に死亡した亡父甲野太郎の相続人として、法定相続情報一覧図の写しを用いて相続に起因する銀行預金口座の名義変更の手続を行うために、同一覧図の作成と登記官の確認のため。

記載例でも明らかなとおり、「正確な住所の特定」、「〇〇申請書に添付」、「相続人を特定し、相続関係説明図を作成する」など、具体的な事由を記入するよう心掛けてください。

⑪提出先又は提出先がない場合の処理

行政書士業務の提出先として適正な記載が必要となります。

例）「都道府県」、「市町村」、「建設事務所」、「農業委員会」、「運輸支局」、「警察署」、「都道府県公安委員会」、「文化庁」、「地方出入国在留管理局」など。

※「遺産分割協議書作成」、「内容証明郵便作成」、「契約書の作成」等、提出先の明記ができない場合
⇒「依頼者（本人）に渡す」、「内容確認後に請求者が管理・破棄する」と記入してください。

⑫請求者

事務所所在地・事務所名・行政書士氏名を必ず記入の上、職印の押印を忘れないようにしてください。なお、ゴム印を用いる場合には、控えにも同様に押印してください。

⑬登録番号及び電話番号

行政書士証票に記載されている８桁の登録番号を記入してください。請求先からの問い合わせのために、電話番号も忘れずに記入してください。

⑭補助者

事務所所在地（本職行政書士又は行政書士法人の事務所所在地）・補助者氏名を必ず記入の上、押印を忘れないようにしてください。なお、補助者は本会に届出済みの補助者に限り、行政書士の指導監督下において、使者として請求ができます。その際には、補助者証を携行し、補助者章を着用してください。

郵送請求について

戸籍法施行規則第１２条の２第５号ハただし書では、「ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとき（例：ＨＰ上の会員検索シムテム）は、第一号に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は要しない。」としていますが、業務の円滑な遂行のために、行政書士証票の写しを同封されることをおすすめします。

購入及び払出しの方法

①購入

「購入申込書」、「誓約書」が必要になります。

②払出し

使用済み控え綴りを提出していただき、総務部長の指示により事務局が使用状況を確認いたします。使用状況によっては詳しい確認、「控え用紙紛失報告書」、「未記入理由書」、「顛末書」の提出、払出しの凍結をさせていただく場合がございます（日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条第２項、第２３条、第２４条)。

最後に

職務上請求書の使用、記載方法について説明をいたしました。

職務上請求書の制度は、行政書士業務を行っていく上で、必須の制度であることはご理解いただけたと思います。しかしながら、不適切な使用が行われ、それが発覚することにより、制度自体が危機を迎えることは想像に難くありません。そして、何よりも職務上請求書により、個人情報を収集される相手方の立場に思いをいたし、くれぐれも人権侵害になることのないよう、ご留意くださいますようお願いいたします。

様式第１号（第２条第２項関係）

＜原紙＞

No. ＊＊－＊＊＊＊＊＊＊＊

戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）
住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）
等職務上請求書

①　　長殿

②　令和　　年　　月　　日

③ 請求の種別	□戸籍　□除籍　□原戸籍	謄本・抄本	通
	□住民票　□除票　□戸籍の附票	の写し	
	□住民票記載事項証明書		
本籍・住所　(1)	④		
筆頭者の氏名 世帯主の氏名　(2)	⑤		
請求に係る者の氏名・範囲　(3)	ﾌﾘｶﾞﾅ		範囲
	氏名	⑥	
	年　月　日生		
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項　(4)	□世帯主　□世帯主の氏名及び世帯主との続柄　□本籍又は国籍・地域 □その他（　⑦　）		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合　(5)	業務の種類：⑧		
	依頼者の氏名又は名称：⑨		
	依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行　□国等に提出　□その他正当な理由 上記に該当する具体的事由： ⑩		
提出先又は提出先がない場合の処理　(6)	⑪		
請求者　(7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	行政書士会所属 ⑫ 職印		
登録番号及び電話番号　(8)　⑬	登録番号 第　　号	電話番号 －　　－	
補助者 事務所所在地 氏名	⑭ 印		

マーク

日本行政書士会連合会統一用紙

０３（６４３５）７３３０